

アショーカのダルマ

岡本 健資（龍谷大学文学部講師）

目 次

1. はじめに
2. アショーカと現代インド
3. アショーカの事績を伝える資料
4. アショーカ法勅と『実利論』
5. アショーカ法勅と仏教
6. カウティリヤ『実利論』
7. アショーカ法勅に見られるダルマ（法）
 - 7.1 「人々」が行うダルマの実践
 - 7.2 「王」が行うダルマの実践
8. アショーカ法勅におけるダルマ（法）は仏教のものか
9. アショーカ法勅のダルマ（法）の思想背景
10. まとめ

【キーワード】アショーカ、ダルマ、法勅、政治

1. はじめに

南アジア地域を対象領域とする、BARC ユニット①は、インドの知的伝統において古来重要視されてきた「ダルマ（法）」概念に対する研究を行っている。このワーキングペーパーは、インドにおいて多様性を受け入れつつ統一帝国を維持しその統治理念の中心に「ダルマ」を掲げたアショーカ王に注目し、従来の研究に沿って、アショーカの「ダルマ」について概観する。

2. アショーカと現代インド

インド共和国の国旗（右図）は、その中心に法輪を配置するが、これは古代インドの王アショーカに因んだものとされる。この法輪に関し、B. アンベードカル氏は、1954年12月、ラングーンでの演説でインド仏教の復活に関わる自らの業績を示しつつ、「…独立インドの国旗にはアショーカの法輪が描かれており…これらはいずれも、わたしの業績である。」[山崎 1979a: 128]と述べている。しかし、国旗や国章にアショーカ王のシンボルが選ばれたことについては、アンベードカル氏の業績というよりは、政教分離を望むネルーによる選択だったとする指摘がある⁷。いずれにしても、現在、インドの国内外において、アショーカは同国を象徴する王として認識され続けている。



3. アショーカの事績を伝える資料

アショーカ（在位期間は紀元前 268-232 年 (?)）は、マウリヤ朝の第 3 代の王である。彼は自らの政策や事績を、領内外の摩崖（岩塊の一面を削ったもの）、石柱、石版や洞院の壁に刻ませた。それらの刻文は、カローシュティ文字、ブラーフミー文字、ギリシア文字などを用いてインド語、アラム語、ギリシア語で記されており、*dharmma-lipi* あるいは *-dipi*、すなわち「ダルマ（法）の文」として銘刻されるため、「法勅」と呼ばれる。彼が「ダルマ（法）による統治を行った」とされるのは、宣言自体が「法勅」（*dharmmalipi*）である上に、刻文中に「法」（ダルマ：*dharmma*）の語が頻出するためである。

彼の事績については、「法勅」のほかに、仏教徒が編纂した文献にも記述されている。

⁷ 河野肇訳『インドの歴史』（ケンブリッジ版世界各国史），東京：創土社，2006 年，pp. 332-333.

パルティアの僧である安法欽が 306 年に訳した『阿育王伝』、僧伽婆羅が 512 年に訳した『阿育王経』、これらと一致した内容を記すサンスクリット語文献 *Aśokāvadāna*、上述の資料群とはやや異なる伝承を記すスリランカ上座部の史書 *Dīpavaṃsa* や *Mahāvāṃsa* などである。本稿では、主に「法勅」の記述を用いる。

4. アショーカ法勅と『実利論』

アショーカの祖父にあたるマウリヤ朝の創始者チャンドラグプタ (*Candragupta*) は、バラモン出身のカウティリヤ (*Kauṭilya*) の助言により行政機構を組織した[塚本 1973: 197]。その政策の内容はカウティリヤ作『実利論』(*Arthaśāstra*) によって知られる。アショーカもその行政組織を受け継いだと考えられる。というのは、アショーカ法勅に『実利論』中の政策に関わる語句が散見できるからである[塚本 1973: 197-8]。その一方で、アショーカ法勅の中に「ダルマ」という語が頻出することから[塚本 1973: 198]、「ダルマ」が彼の政策に深く関係していることが判る。ここで問題となるのは、アショーカ法勅に記された政策が『実利論』から逸脱したものか否かである。この問題について、塚本啓祥氏は、アショーカ法勅の内容を『実利論』の記述と対照し、法勅に記載された政策の大部分が『実利論』の中に源泉を見ることができると結論づけている[塚本 1973: 243]。

5. アショーカ法勅と仏教

アショーカは仏教に傾倒していたとされるが、その理由は、彼の刻ませた法勅の中に、仏教に言及するものが複数存在するためである。例えば、「マガダの喜見王 (=アショーカ) は、僧伽に敬礼して、病なく安穩にわたらせられるかを問う。諸の大徳よ、諸師は仏・法・僧に対する私の尊敬と信仰が如何に [大きい] 知っている。」[MRE. III][塚本 1976: 121]という文が見られ、さらに、ルンミンデーイー法勅には、「天愛喜見王は、灌頂 20 年に、自らここに来て崇敬した。ここでブッダ・シャカムニが誕生されたからである。…ルンビニー村は租税を免ぜられ、また、[生産の] 8 分の 1 のみを支払うものとせられる。」[塚本 1976: 139]という記述も見られる。また、ブッダの教えとして七種の經典名が記される法勅が存在する[MRE. III][塚本 1976: 61-4, 121]。七種の經典は、現存經典との比定がなされ、法勅中の記述と類似する点が指摘されている[塚本 1973: 245-275]。

6. カウティリヤ『実利論』

アショーカ法勅に、『実利論』を源泉とする要素と仏教に類似する要素が見いだせることは既に述べた。しかし、それは、彼の法勅がバラモン教と仏教との折衷であることを意味しない。『実利論』はバラモンの手になる政治に関する論書であるが、『マヌ法典』のようなヒンドゥー法典類とはやや性格の異なる文献だからである。『実利論』は王の「実利」(artha)、すなわち「領土の獲得とその守護」のための方策を論じた文献であり、仏教の思想とも合致しないが、正統バラモン教の思想を十分に反映したものとも言い難い。また、その中に見いだされる征服と統治は、軍事力と策略を駆使したものであり、仏教の望む「理法による統治」ではない。しかし、『マヌ法典』に見られるような王権神格化の議論もまた、殆どなされないものである[山崎 1994: 109]。それでは、次に、アショーカ法勅に見られる「ダルマ」の記述内容について見ることにする。

7. アショーカ法勅に見られるダルマ（法）

石柱法勅の第 II 章[PE. II]には「ダルマは善 (sādhu) である」と記載され、さまざまな実践が勧められている。また、その善なるダルマの果報については、現世 (iha) における目的の達成、あるいは、現世の目的が達成できない場合でも「天 (svarga) に達する」など、来世 (paratra) における無限の福德 (puṇya) を得ることができる、とされる。具体的には以下の記述を見ることができる[RE. IX, XI, XIII; PE. I, VII; MRE. Kandahar I][山崎 1979b: 306]。

(a) ダルマは善である。そのダルマとは罪業の少ないこと、善事の多いこと (bahukalyāṇa)、慈愍 (dayā)、施与 (dāna)、真実 (satya)、清浄 (śaucaka) である [PE. II]。

(b) ダルマの敢行とダルマの遵行とは、慈愍、施与、真実、清浄、柔和 (mārdava)、善良 (sādhava) である [PE. VII]。

(c) 克己 (saṃyama)、本性の清浄 (bhāvaśuddhi)、感謝の念 (kṛtajñatā)、堅固なる誠信 (dr̥ḍhabhaktitā) がなければ、いかに大きな施与をなしても下賤 (nīca) である [RE. VII]。[山崎 1979b: 307-309]

(d) ダルマの祈願のみが、現世・来世にわたる大果 (mahāphala) をもたらす [RE. IX, X, XII]。人々は病気、結婚、出産、旅行の出発などに、種々に祈願 (maṅgala) する。これらの祈願をやめるわけにはいかないが、いずれも小果 (alpaphala) か、あるいは果報があるかは疑わしく、せいぜい現世のみに関係するにすぎない [RE. IX]。この世

の名声 (yaśas) も栄誉 (kīrti) も、ダルマに従ったものでなければ大利 (mahārtha) をもたらさない[RE. X]。[山崎 1979b: 306-7]

7.1 「人々」が行うダルマの実践

アショーカ法勅の記すダルマは多岐にわたるが、なかでも「王がなすべきダルマの実践」と「人々がなすべきダルマの実践」とに注目できる。ここでは、特に山崎元一氏の著作『古代インドの王権と宗教: 王とバラモン』に沿って、人々によるダルマの実践について、法勅が記すところを概観しよう。

(1) 生類の不殺生・不傷害

その範囲は人間のみならず、あらゆる生類 (jīva, prāṇa, bhūta) に及ぶ。それらを殺したり、傷つけたりしてはならない (anā lambha, avihimsā, akṣati) とされ、それが食用の屠殺、飼育用の去勢、宗教用の犠牲のいずれでも、動物を殺傷することをさけるべきであるとする[RE. I, III, IV, IX, XI, XIII]。

(2) 正しい人間関係

人々は社会の一員として、次のような細目に記される実践に努めるべきとする。

(a) 父母への従順 (mātāpitṛṣu śuśrūṣā) [RE. III, IV, XI, XIII; PE. VII; Kandahar I, II, III; Taxila; MRE. s.-v.]。

(b) 朋友 (mitra) ・知己 (saṃstuta) ・同僚 (sahāya) ・親族 (jñātika) に対する施与 (dāna) ・礼讓 (saṃpratipatti) および正しい取扱い (samyakpratipatti) [RE. III, IV, XI, XIII; Kandahar II; MRE. s.-v.]。

(c) 沙門 (śramaṇa) ・バラモン (brāhmaṇa) に対する施与 (dāna) および礼讓 (saṃpratipatti) [RE. III, IV, IX, XI, XIII; PE. VII; Kandahar III]。

(d) 長老 (vṛddha, sthavira) ・恩師 (guru) ・年長者 (vayomahallaka)、目上の者 (agrabhūta) に対する尊敬 (apaciti) ・従順 (śuśrūṣā) および礼節 (anupratipatti) [RE. IV, IX, XIII; PE. VII; Kandahar I, II, III; Taxila; MRE. s.-v.]。

(e) 奴隷 (dāsa) ・被傭人 (bhṛta) ・貧者 (kṛpaṇa) ・窮人 (varāka) に対する正しい取扱い (samyakpratipatti) および礼讓 (saṃpratipatti) [RE. IX, XI, XIII; PE. VII; kandahar II, III]。

(3) 自制と他者尊重

人は、自分の行う善事 (kalyāṇa) のみを常に見て、自分の悪事 (pāpa) を見ることはない。自省は難しいが、人は常に狂暴 (cāṇḍa)、残忍 (naiṣṭhurya)、憤怒 (krodha)、高慢 (māna)、嫉妬 (īrṣyā) などが罪業に導くものであることを念頭におき、罪業に陥ることのないよう努めるべきであるとする[PE. III]。

また、すべての宗派 (pāṣaṇḍa) に属する者たちが、すべての場所に安住することが理想であるが、そのためには、各宗派に属する者たちにとって、言葉を慎み、我執を離れ、他派の立場を尊重し、互いに和合することが必要である。こうした行為によって、自己の宗派を増進させ、他派をも助長することになる。一方的な自派の賞揚 (pūjā)、他派に対する攻撃 (garhā) は、自派を損ない、他派を害することになる[RE. VII, XII; Kandahar II]。

以上、「人々がなすべきダルマの実践」を見てきた。次に、「王がなすべきダルマの実践」を見ることにしよう。

7.2 「王」が行うダルマの実践

ここでは、アショーカ法勅にとってのダルマに対する理解を容易にするために、さらに具体的事例を「王が行うダルマの実践」を通して見ていく。以下には、(1) 王に課せられたこと、と(2) 王の実践という範疇において眺めることにする⁸。

(1) 王に課せられたこと

(a) 生類の守護と利益

この世に住む一切の生類の現世・来世における利益・安楽を増進させること。これこそが、王が生類に負う「債務の返還 (ānṛṇya)」とされる[RE VI; SE. I, II]。王の努力は、特に来世における彼らの不幸をできるだけ少なくすることに向けられる[RE. X]。

(b) 人民守護

王と人民との関係は父子の関係に等しい。王は自分の子に対するのと同じように、未帰順の住民を含むすべての人々に対しても、父のごとく彼らを慈しみ、彼らの現世・来世におけるあらゆる利益・安楽を得ることを願う[SE. I, II]。

(c) ダルマの教誡

⁸ 山崎元一氏の研究[山崎 1994]を常に参照した。

人々に利益・安楽を獲得させるための最良の方法は、ダルマの実践とその果報を知らしめること、すなわちダルマの教誡（dharmānuśāsana）である[RE. IV]。人民がダルマの実践に努め、ダルマを増長せしめ損壊させないなら、彼らの利益・安楽は約束され、王にとっても真の名声・栄誉が得られることになる[RE. IV, X]。ダルマによる勝利（dharmavijaya）こそが最上の勝利である[RE. XIII]。

（２）王の実践

（a）政務に精励すること

いかなるとき、いかなる場所であっても、それ（緊急の事柄）を王に奏聞させる[RE. VI]。

（b）不殺生・不傷害

多数の人間を殺傷する武力征服政策を放棄する[RE. XIII]。宮中の大膳寮（mahānasa）における生類の屠殺を二羽の孔雀と一頭の鹿のみとし、将来はこれらの屠殺もやめる[RE. I]。生類の屠殺を伴う行事を禁じ[RE. I]、…森林焼払の禁止など、生類保護のための種々の方法を用いる[PE. II, V]。

（c）法巡行（dharmayātra）

地方を巡行し、沙門、バラモン、長老などを引見、彼らの金銭その他の施与をなし、各地の民衆とも引見してダルマの教誡と試問を行う[RE. VIII; PE. VI]。

（d）一切の宗派に対する崇敬

出家者と在家者と一切の宗派（sarvapāṣaṇḍāḥ）の本質増長（sāravṛddhi）を願い、それらを、布施（dāna）と崇敬（pūjā）とをもって尊敬する[RE. XII; PE. VI]。また、一切の宗派に自ら親しみ近づく[PE. VI]。

（e）見世物

人民教化の手段として、天宮（vimāna）の光景、象（hasti）、多くの火蘊（agniskandha）および天上のもろもろの形相（divyarūpa）を見せしめる[RE. IV]。

（f）社会事業

領内外の地に人間（manuṣya）・獣畜（paśu）のための二種の療院（cikitsā）を建設する[RE. II]。人畜のための薬草・樹根・果実を、それらの存在しない地に運び栽培させる[RE. II]。人畜のために路傍に樹木を植えさせ、一定の距離ごとに井泉を掘らせ、休息所・給水所を設置させる[RE. II; PE. VII]。

（g）裁判の公平と刑罰の軽減

官吏に命じて裁判の公平と刑罰の軽減に常に配慮させる[RE. V, XIII; SE. I; RE. IV]。
死刑確定者には三日間の猶予 (yautaka) を与える[PE. IV, V]。

(h) 忍耐と寛容

他者（林住族や未帰順の辺境民を含む）から害を加えられることがあっても、できる限りそれを忍び、彼らを慰撫する[RE. XIII; SE. II]。

(j) 二種の方法を用いたダルマの普及

人々をダルマに導くため、①不殺生などさまざまな「ダルマの規制 (dharmaniyama)」と、②ダルマの「静観 (nidhyāti)」という二手段を用いる[PE. VII]。

(k) 官吏を教育し、彼らを通じてダルマを普及させる[SE. I, II; PE. I, et passim]

(l) ダルマを領内ならびに周辺諸国にも宣布する[RE. II, V, XIII]。

8. アショーカ法勅におけるダルマ（法）は仏教のものか

仏教徒はブッダの教え（仏法）を指して「ダルマ」と呼ぶことがある。また、ルンミンデーイー法勅の記述などから推測して、アショーカが仏教に傾倒していた可能性は高い。実際、アショーカ法勅の「ダルマ」を、仏法と同一視する研究者もいる。しかし、ダルマは「生活規定・規範・法律・法則・宗教・慣習・制度・義務・正義」など広狭様々な意味を持つ語である。アショーカ法勅で、「ダルマ」がブッダの教法の意味で用いられている、と判断できるのは以下の三カ所のみである[山崎 1979b: 319]。すなわち、①「仏・法・僧」(buddha-dharma-saṅgha)・②「正法」(saddharma)・③「法門」(dharmaparyāya) [MRE. III (カルカッタ・パイラート法勅)]である。それ以外の事例において、アショーカが官吏や人々に遵守を呼びかけている「ダルマ」は、仏教という一宗派を超えた普遍的社会倫理に基づくものと推測される。それは、アショーカが採用した統治のための理念でもある。アショーカが「ダルマ」の基本として重視したものは、不殺生・父母に対する従順をはじめとする徳目であり、これらは、身分、階級、宗教、民族などの枠を超えて人々に遵守されるべき「社会倫理」に他ならない。そして、これらは「古くからの慣行」(purāṇī prakṛti) と呼ばれるものである⁹ [MRE. II] [山崎 1979b: 319]。

⁹ 「更に、天愛はかように詔する。父母には従順であるべきである。恩師にも (gurusu) またかようにあるべきである。生類には〔憐れみの〕堅固さがあるべきである。真諦を語るべきである (saccam vataviyam)。それら法の美德を行すべきである (se ime dhammaguṇā pavattitaviyā)。これと同じく、弟子はその軌範師を尊崇すべきである (amtevasinā ācariye apacāyitaviye)。また、親族に対して適当に行すべきである。これは〔法の〕古えよりの慣習にして (esā porāṇā pakiti)、またこれは長寿に導くものである。」(ブラフマギリ小磨崖法勅) [塚本 1973: 199]※和訳は筆者により一部改変。

9. アショーカ法勅のダルマ（法）の思想背景

アショーカのダルマの「背景」として、バラモン教（ヒンドゥー教）のダルマだとする主張や、不殺生を強調する点などがジャイナ教的だとする意見、さらに、カウティリヤの『実利論』に多少手を施したものだとする説もある。しかし、研究者の多くは、法勅の内容について仏教との関連を指摘する。

Bhandarkar 氏は、法勅のダルマが単純であり、すべての宗教に共通した普遍的道德律と言える点、āsinava (āsraṇa) 思想などにジャイナ教の影響がみられる点、神々との共住や不殺生規定などにバラモンや政治論者の著述と共通する点が見いだされることを認める。しかし、仏教のダルマには「出家者向け」と「在家者向け」のものがあることに着目し、いくつかの点¹⁰に仏教との一致を見だし、そのような仏教思想がダルマの政治の基本思想と密接に関係したとする[山崎 1979b: 320-2]。

山崎元一氏は、アショーカのダルマについて、仏教思想の影響が見えると指摘されているものは、バラモン教や『実利論』、ジャイナ教の思想、あるいは、古代インドの伝統の中にも見いだされるものであり、徳目の中に仏教独自のものがほとんどない、とする。また、苦・無常といった基本思想への言及すら見いだせないのは、Bhandarkar 氏の言う「在家者向け」の教法をもとにしていたとしても不自然である、と指摘する。さらに、法勅にはバラモンおよび仏教以外の諸宗派への攻撃はなく、仏教を諸宗派の一つとして扱い、諸宗派の発展と宗派間和合を求めている。思想背景に仏教が存在していたとしても、アショーカは、「ダルマ」がいずれの宗派の教理・信条とも矛盾せず、いずれか一つの宗派の教義そのものでもないことを表明している、と主張した[山崎 1979b: 322-3]。さらに、同氏は、法勅が「古代インドの王権論の基本」とされる 12 の項目¹¹すべてを踏襲しており、

¹⁰ Bhandarkar 氏の指摘するアショーカのダルマと仏教との一致点は以下の四つ。①法勅の徳目が、仏教在家者の律を記す『シンガーローヴァーダ・スッタ』に見られる実践的道德と近似する。②ダルマ宣伝のための天宮・象・火蘊等の見世物は、『ヴィマーナヴァットゥ』に描かれた天界の光景と関係する。③植樹・井泉設置などの公共事業は、仏教の善行者が生天するという思想と関係する。④ダルマの政治により領内外の全生類の利益・安楽を求める理想（ダルマによる勝利）は、『ラッカナ・スッタ』『チャッカヴァッディ・シーハナーダ・スッタ』における転輪王思想と関係する。

¹¹ ①王は俗界の最高権力者、国家の中心であり、王の資質と行動の如何によって国家の命運も決まる。②王にはダルマに依拠した統治が求められる。③王の最も重要な義務は人民を保護し秩序を維持することにある。④王には家父長的慈愛が求められる。⑤王には自己の義務を遂行するために「ダнда（武力、刑罰権）」が与えられている。⑥王には義務遂行に対する報酬ないし「取り分」として徴税権が与えられている。⑦保護怠慢や不法統治は王の側の義務不履行とみなされ、不法な王の追放や殺害も是認される。⑧王にはその地位に相応しい威厳、能力、行動力が求められる。クシャトリヤ出自が望ましいが絶対条件ではない。⑨王を超自然的な力の所有者、吉祥な存在とみる俗信が存在する。⑩王は古来の伝統を重視しなければならない。征服に当たっても旧秩序の破壊を避け、敵王の帰順で満足すべきである。⑪王

法勅に見られるダルマによる政治は、正統派・非正統派いずれもが抱いていた共通の王権思想に立脚していると言いうる、と結ぶ[山崎 1994: 221-243]。

10. まとめ

アショーカは法勅の中で、武力征服・殺生を放棄した（cf. 上記 7.2「王」が行うダルマの実践）が、軍備の撤廃や、死刑の廃止を行ったわけではなかった。とはいえ、彼のダルマは、ダンダ（武力・懲罰）を用いない統治を理想とするものであり、ヒンドゥー法典や『実利論』が説くような、ダンダを巧みに行使した統治ではなかったと言える。

アショーカ法勅の研究に従事した歴史学者 D. R. Bhandarkar 氏は、1925 年に出版した著書 *Aśoka* の中で、「ダルマの政治は、インド文化における物質的進歩と精神的進歩との均衡を崩し、前者を後者に従属させた。またインド人のナショナリズムと政治的な偉大さを失わせ、コスモポリタニズムとヒューマニテリアニズムをもたらした。ダルマの政治はインドにとって精神的には栄光あるものであったが、政治的には不幸であった。すなわち、当時までに全インドはアーリヤ化されており、共通語（プラークリット語＝パーリ語）も存在したのであるから、アショーカが転輪聖王の理想を抱かず祖父以来の領土拡張策・中央集権化策を進めていたならば、民族的統一帝国建設の目的は達成されていたはずである。しかし現実には、カリング戦争後の政策転換によって、インド人の心から戦闘精神、政治的・物質的欲望追求の精神は失せ、世界帝国建設へのインド人の夢は払拭されてしまった。」と評した[Bhandarkar, *Aśoka*, 218-227][山崎 1979b: 329]。

アショーカのダルマと、これにもとづく統治は、仏教思想の影響を受けた普遍的社会倫理と非ダンダ（武力・懲罰）を掲げた政治であったと言われる。しかし、その評価は上記のようにさまざまである。彼に対して、「為政者としての立場と自己の信仰を区別していた人物」あるいは「本当の意味での secularism の遂行者」という評価を与える研究者もいる。多様性を擁する国インドの象徴とされるアショーカとそのダルマへの評価は、今後も検討を要する課題である。

◆略号

といえども輪廻転生する存在であり、善政（ダルマに基づく政治）という功德を積み天国に生まれることを願い、悪政（非ダルマ）を行い地獄に堕ちることを怖れる。⑫王権は官僚と軍隊の支えがあつてはじめて有効に機能する[山崎 1994: 222]。

山崎 1979a: 山崎元一『インド社会と新仏教: アンベードカルの人と思想』東京: 刀水書房.

山崎 1979b: 山崎元一『アショーカ王伝説の研究』東京: 春秋社.

山崎 1994: 山崎元一『古代インドの王権と宗教: 王とバラモン』東京: 刀水書房.

塚本 1973: 塚本啓祥『アショーカ王』京都: 平楽寺書店.

塚本 1976: 塚本啓祥『アショーカ王碑文』東京: 第三文明者.

RE: Rock Edict (摩崖法勅)

MRE: Minor Rock Edict (小摩崖法勅)

PE: Pillar Edict (石柱法勅)